

## 一般財団法人国土技術研究センターにおける公益通報に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、一般財団法人国土技術研究センター(以下「センター」という。)の公益通報に関する手続きその他の事項を定めることにより、法令遵守の励行を図り、センターの業務運営の公正性の確保及び社会的信頼の維持に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「内部通報」とは、法第2条第1項に定める公益通報で、センターの職員、派遣労働者又はセンターの契約先の労働者が行なうものをいい、「通報者」とは、内部通報を行う者をいう。

2 この規程において、「通報対象事実」とは、センターの事業活動に関し、センターの役職員その他の者について、違法行為が生じた事実又はその恐れがあると認められる事実であって、法第2条第3項に定めるものをいう。

### (通報受付窓口及び相談窓口)

第3条 内部通報の受付及び相談に関する窓口を総務部に設置し、総務部長(総務部長自らが関係する場合は総務担当理事)をもって窓口責任者とする。

### (通報又は相談の方法)

第4条 通報又は相談は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会により行うものとする。

2 通報者は、内部通報を行おうとするときは、氏名、所属、通報対象事実の内容、通報対象事実に関与している者(以下「被通報者」という。)、その他必要事項を明らかにして通報するものとする。

### (通報の報告)

第5条 窓口責任者は、通報を受け付けたときは、遅滞なく、通報者の氏名、連絡先及び通報内容等について、理事長及び次条に定める内部通報委員会に報告しなければならない。

### (内部通報委員会及び通報の処理)

第6条 内部通報を処理するため、センターに内部通報委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の構成は、以下のとおりとする。但し、委員会構成員に被通報者が存在する場合は、その者を除くものとする。

- 一 委員長常勤役員の中から理事長が指名する者
- 二 委員常勤理事、総務部長、情報・企画部長

### 三 事務局長総務部長

- 3 前条により報告を受けた委員会は、受理又は不受理を決定する。なお、以下のものについては、受理しないものとする。
- 一 内容が具体性を伴わず不明瞭なもの
  - 二 内容が虚偽であることが明らかなもの
  - 三 匿名で行われたもの
  - 四 その他内部通報に該当しないことが明らかなもの
- 4 窓口責任者は、前項の結果を通報者に書面で通知するものとする。

#### (事実関係調査)

第7条 委員長は、前条第3項により受理を決定したときは、内部通報に係る事実関係の調査を行うため、委員会の構成員の中から調査担当者を指名する。

- 2 調査担当者は、速やかに事実確認のための資料収集、事情聴取等の調査方法を決定し、調査を行うものとする。
- 3 委員長は、必要がある場合は、他の役職員のなかから調査担当者（被通報者を除く。）を指名し又はセンター以外の者に調査担当者として委嘱を行なうことができる。
- 4 窓口責任者は、調査担当者が指名又は委嘱されたときは、速やかに、通報者に対し、調査を開始する旨通知する。

#### (調査結果の報告等)

第8条 委員会は、調査担当者から調査結果について報告を受けたときは、通報の内容が事実であるか否かを認定し、その結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

#### (通報者への通知)

第9条 窓口責任者は、調査結果及び是正措置等について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、通報者に書面で通知する。

#### (通報者の保護)

第10条 センター及びその役職員は、通報者に対し、内部通報をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

2 窓口責任者、調査担当者その他関係者は、調査上必要な場合を除き、通報者の氏名等通報者を特定しうる情報を開示してはならない。

#### (不正通報者に関する措置)

第11条 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他不正目的の通報をしてはならない。

2 センターは、不正目的の通報をした者に対し、就業規則に基づく処分その他必要な措置を講ずるものとする。

**附則**

この規程は、平成20年9月30日から施行する。

**附則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。